

岐南町パブリックコメント手続きの概要について

【制度について】

町が重要な政策を進めるにあたり、あらかじめ計画の案やその趣旨などを公表し、広く町民の皆さんや関係者からご意見や情報をいただき、そのご意見などに対する町の考え方を明らかにするとともに、寄せられたご意見を考慮のうえ、計画などについて最終的な決定を行う一連の手続きのことです。
この要綱は、平成21年7月1日から施行しました。

【パブリックコメントの対象となるもの】

- ・町の基本的な政策に関する計画及び指針等の策定又は改定
- ・町政の基本的かつ重要な制度又は方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃
- ・町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

上記に関する事項においても、緊急を要するものや内容が軽微なもの、金銭の徴収に関するものなどは対象になりません。

【案の公表の方法】

- ・町ホームページへの掲載
- ・実施機関の担当窓口における閲覧及び配布

【意見等を提出できる方】

- ・町内に住所を有する者
- ・町内に事務所又は事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・町内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・町内に在する学校に在学する者
- ・パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する者

【意見等の提出方法】

- ・意見の提出期限は、案を公表した日から概ね30日とします。
- ・実施機関が指定する場所への書面の提出
- ・郵便
- ・ファクシミリ
- ・電子メール

住所、氏名及び電話番号（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び電話番号）を明示してください。ただし、氏名等は公表いたしません。

【結果の公表】

- ・提出された意見等の概要とそれに対する町の考え方を町のホームページにて公表します。
- ・提出された意見等を踏まえ計画等の案を修正したときは、その修正内容を町ホームページにて公表します。